

(仮訳)

2012年1月17日
支払・決済システム委員会
証券監督者国際機構

プレスリリース

CPSS-IOSCOによる店頭デリバティブデータ(取引情報)の報告および集約の要件に係る最終報告書の公表について

支払・決済システム委員会(CPSS)と証券監督者国際機構(IOSCO)専門委員会は、取引情報蓄積機関(TR)によって収集・保管・配信されるべき店頭デリバティブデータに関する最終報告書を公表した。

両委員会は、TRが上記のデータを集中的に収集することで、当局および公衆に対して店頭デリバティブに関するより正確な情報を適時に提供できるようになるとの見解を支持する。このことを通じて、市場の透明性の向上や、市場における不正行為の防止が図られるとともに、金融の安定が促進される。

本最終報告書は、2011年8月に公表された市中協議報告書に対して寄せられたコメントを反映したものである。市中協議実施を受け、本報告書はデータギャップに対処するための可能な選択肢について、詳述を加えている。

また本報告書は、2011年9月のLEIワークショップや、G20カンヌサミットでの要請を受けて国際的なLEIの構築を促進するためにFSBの下で行われているその他の取り組みを中心とした、データ報告と集約の要件に関する最新の国際的な動向を反映している。

本報告書で指摘するとおり、現在のデータギャップに対処し当局によるTRへのアクセスを定めるための最善の方法については、整理すべき問題がある。これらの問題については、G20からの要請により、国際的に組成される2つのワーキンググループが今後対処する予定である。CPSSとIOSCOは当局によるTRへのアクセスについて検討する共同グループを設置する一方、FSBでは現在のデータ

ギャップを埋める手段を更に検討するアドホックな専門家会合を設置する予定である。

(報告書の背景)

本報告書は、金融安定理事会 (FSB) が 2010 年 10 月に公表した報告書「店頭デリバティブ市場改革の実施に関する報告書」の勧告 19 に対応するものである。同勧告は、CPSS と IOSCO に対し、各国当局および店頭デリバティブ監督当局者会合 (OTC Derivatives Regulators Forum) と協議の上、①データの報告に関する最低要件および標準フォーマット、②グローバルベースでデータを集約するための方法およびメカニズムを整備し、最終報告書を 2011 年末までに提出するよう求めていた。

本報告書の要件およびデータのフォーマットは、TR に報告を行う市場参加者と、公衆および当局に報告を行う TR の双方に適用される。また、報告書では、現在 TR が扱っていない特定の情報が、システミック・リスクや金融の安定性の評価に有用であることを指摘し、こうしたギャップを埋めるための選択肢についても議論している。

本報告書は、当局によるデータへのアクセスを向上させるための方法やツールなど、当局および報告主体によるデータのアクセスに係る論点も取り上げている。データの公表は、全ての関係者の店頭デリバティブ市場への理解を向上させ、投資家保護を下支えするとともに、市場規律の発揮を促進すると述べられている。

本報告書はさらに、当局が店頭デリバティブのデータを集約するために必要なメカニズムやツールについても記載している。

(注記)

1. 本報告書の作成に先立って、2011 年 8 月に市中協議報告書が公表されている。
2. 支払・決済システム委員会 (CPSS) は、中央銀行が、支払・決済の仕組みや、クロスボーダーまたは多通貨決済スキームの動向についてモニタリングお

よび分析を行うためのフォーラムである。CPSS 事務局は、BIS 内に置かれている。

3. 証券監督者国際機構 (IOSCO) は、証券監督当局のための国際政策フォーラムである。専門委員会は、IOSCO の理事会により設置された専門的な作業を行う委員会であり、世界の中でも規模が大きく、より先進的かつ国際的な市場を監督する 18 の当局で構成されている。同委員会は、国際的な証券・先物取引に関する主要な規制上の課題を検討し、そうした課題に対する実務的な対応を調整することを目的としている。
4. 両委員会とも、金融安定理事会 (FSB) により国際基準設定主体として承認されている (www.financialstabilityboard.org)。
5. 両委員会のために作業を遂行したタスクフォースでは、フレデリク・エルボ (フランス銀行)、スジート・プラサード (インド証券取引委員会)、デーヴィッド・ヴァン・ワグナー (米国商品先物取引委員会) が共同議長を務めた。

以 上